

令和8年度埼玉県高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 昨今の物価高騰による運営経費の増加が高齢者施設等の経営を圧迫している。事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、県は、高齢者施設等の負担を軽減し、当面のサービス維持を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス等を提供する施設・事業所のうち、別表1に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、高齢者施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる高齢者施設等は次の各号のいずれも満たす施設・事業所とする。

- (1) 政令市・中核市以外に所在すること。
- (2) 市町村が設置するものでないこと。（指定管理者制度により、市町村以外の者が運営するものを含む。）
- (3) 次のイからハのいずれかを満たすこと
 - イ 介護保険法の規定による許可又は指定を受けていること。ただし、保健医療機関・保険薬局のみなし指定のもの及び空床利用型のものを除く。
 - ロ 老人福祉法の規定による認可を受け、又は届出を行っていること。
 - ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による登録を受けていること。
- (4) 令和8年7月1日現在においてサービスを開始・提供しており、かつ交付申請日において休止し、又は廃止していないこと。
- (5) プロパンガスを利用していること

（補助単価及び補助額）

第5条 補助金の単価は別表2のとおりとし、補助額は、当該単価に定員数又は事業所数を乗じて得た額とする。

2 一の施設・事業所において算定できる回数は1回限りとする。

（申請書の提出等）

第6条 規則第4条第1項に掲げる様式及び記載事項は、様式第1号のとおりとし、第4項に定める添付書類とともに、電子申請フォーム（県HPに掲載するもの）により提出するものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) （別紙1－1～1－2）申請額算出内訳（該当する様式のみ提出）
- (2) （別紙2）口座振込申出書
- (3) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し
- (4) プロパンガスを利用していることがわかる書類
- (5) 申請に係る施設・事業所の事業開始を確認できる書類
- (6) その他知事の定める書類

※添付書類のうち（4）及び（5）については、令和7年度第3回埼玉県高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金の交付申請の際に当該書類を提出しており、かつ記載内容に変更がない施設・事業所に限り、提出を省略すること

ができる。

- 5 第1項の申請書及び添付書類の提出は、別に定める期日までに行うものとする。
- 6 本事業補助金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さない。

(交付決定通知等)

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付確定通知書の様式は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり補助金支払いの請求があったものとみなす。
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の方法)

- 第8条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(決定の取消し等)

- 第9条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令に違反する行為があったとき。
 - (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
 - (3) 補助対象者又は補助対象施設等に該当しないことが明らかになったとき。
 - (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

- 第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の条件)

- 第11条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備)

- 第12条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備

え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行する。

別表 1

区 分	施 設 ・ 事 業 所 種 別
入 所 系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護
通 所 系	通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

別表 2

補助単価

施設・事業所種別	補助単価	単位
入所系	2,300 円	定員 1 名あたり
通所系	12,400 円	1 事業所あたり

※「入所系」における 1 事業所当たりの補助額については、補助単価 2,300 円に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「LP ガス料金負担軽減補助事業費」において軽減されるプロパンガス利用者負担額 1,600 円を減算した額とする。